

生活福祉資金貸付条件等一覧[平成20年度]

資 金 の 種 類		貸 付 内 容			
		貸 付 限 度 額	据 置 期 間	償 還 期 間	利 子
更生資金 低所得世帯又は障害者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
生 業 費	・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要な経費	(低所得世帯) 2,800千円 (障害者世帯) 4,600千円	12月 ³ 18月 ³	7年 9年	3%
技 術 習 得 費	・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を修得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	(低所得世帯) 1,100千円 ¹ (障害者世帯) 1,300千円 ¹	6月	8年	
福祉資金 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福 祉 費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費(支度費) ・その他、低所得世帯が日常生活上一時的に必要な経費	500千円	6月 ³	3年	3%
	・低所得世帯、障害者又は高齢者世帯に対し、住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費	2,500千円		7年	
障 害 者 等 福 祉 用 具 購 入 費	・障害者又は高齢者が、日常生活の便宜を図るために高額な福祉用具等の購入に必要な経費	1,200千円		6年	
障 害 者 自 動 車 購 入 費	・障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一する者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	2,000千円			
中 国 残 留 邦 人 等 国 民 金 追 納 費	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	4,704千円		10年	
修学資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
修 学 費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月 35千円 (高専) 月 60千円 (短大) 月 60千円 (大学) 月 65千円	卒業後 6月	20年 ⁵	無利子
就 学 支 度 費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500千円			
療養・介護等資金 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
療 養 費	・低所得世帯に属する者及び高齢者が負傷または疾病の療養を行うのに必要な経費(当該療養の期間は原則として1年以内の場合とする。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	1,700千円 ²	6月	5年	無利子
介 護 等 費	・低所得世帯に属するもの、障害者及び高齢者が介護サービスを受けるのに必要な経費(当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る。)、障害者福祉サービス等を受けるために必要な経費(障害福祉サービス等受給期間は原則として1年以内の場合に限る。)及びその介護サービス受給期間中又は障害福祉サービス等受給期間中の生計を維持するために必要な経費				
災 害 援 護 資 金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金	1,500千円	12月 ³	7年	3%
離 職 者 支 援 資 金	失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸し付ける資金	月 200千円 (単身世帯) 月 100千円	6月	7年	3%
長 期 生 活 支 援 資 金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月 300千円	(貸付期間) 4	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
要 保 護 世 帯 向 け 長 期 生 活 支 援 資 金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割) ・貸付基本額(当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額)	(貸付期間) 4	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率

1 法令等において知識・技能を修得する期間が6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間において月額150千円以内。

2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300千円以内。

3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金及び災害援護資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間。

5 修学資金の償還期間については、長崎県においては10年以内とする。